

平成 19 年 3 月 28 日

市政記者クラブ 様

市民経済局生活流通部消費生活センター
担当 大本、鈴木
Tel 222-9679

日曜テレフォン相談の実施について

平成 19 年 4 月 1 日(日)から、従前平日及び土曜日に行っていた消費生活相談を日曜日にも行うよう拡充します。

記

1. 趣旨

名古屋市消費生活センターでは、市民からの衣・食・住や契約・解約に関することなど消費生活全般についての相談に応じていますが、相談機会の確保や緊急の相談に対応するために、従前平日及び土曜日に行っていた消費生活相談のうち、土曜テレフォン相談を拡充し日曜日にも行うようにするものです。

2. 拡充内容

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 相談日 | 日曜日(年末年始・祝日を除く) |
| (2) 受付時間 | 午前 9 時～午後 4 時 15 分 |
| (3) 電話番号 | 052-222-9690 |
| (4) 開始日 | 平成 19 年 4 月 1 日(日) |
| (5) 備考 | 電話相談のみ行います |

(参考)平成 19 年 4 月 1 日以降の相談日時等

| 区分 | 相談方法 | 電話番号 | 受付時間 |
|-----------------------|---------------------|--------------|----------------------------|
| 平日 | 電話相談 来所相談 | 052-222-9671 | 午前 9 時 ～ 午後 4 時 15 分 |
| | 架空請求ホットダイヤル 電話相談 | 052-222-9674 | |
| 土・日曜日 (土・日テレフォン相談) | 電話相談 | 052-222-9690 | |

注) 1 年末年始・祝日を除く

2 市内在住・在勤・在学の方が対象